

# I 違憲状態判決の深刻な疑問：

- 1 (1) 最高裁は、2012年衆院選挙（小選挙区）と2013年参院選挙（選挙区）のいずれについても、『選挙は、違憲状態であった。しかし、国会の立法裁量期間が尽きていないので、選挙は、合憲である』旨判決（=違憲状態判決）した。
- (2) 憲法98条1項は、  
「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」  
と定める。  
この憲法98条1項は、規範（=「守るべきルール」）である。
- (3) ところで、選挙は、「國務に関するその他の行為」である。
- (4) 従って、違憲状態の選挙は、憲法98条1項によれば、  
「その効力を有しない」（即ち、無効である）。
- (5) こんな簡単な理屈は、小学5年生でも、分ることである。  
それなのに、何故に、最高裁の過半数の判事は、  
「選挙は、違憲状態。しかし、選挙は、合憲。」  
との違憲状態判決を言渡したのであろうか？↑

2 (1) 昭和21（1946）年以後今日まで、最高裁長官は、裁判官に対する人事権を実質的に行使してきた。

そして、内閣が、事実上、それを事後的に承認してきた。

(2) 仮に、最高裁が、憲法98条1項に従って、『違憲状態の選挙は、憲法98条1項により、無効である』旨の判決を言渡すと仮定すると、違憲状態の選挙で当選した国会議員は、直ちに、失格する。

(3) (次の選挙で当選した国会議員を含む) 内閣が、過去69年続いた慣例を変えて、憲法79条1項、同6条2項に従って、最高裁判事の任命権（=人事権）を実質的に行使してくることがあり得るであろう。

そうすると、最高裁長官が、慣例により、事実上行使してきた、

① 後任の最高裁長官を実質的に指名する権利（=実質的人事権）及び

② 他の14名の最高裁判事を実質的に任命する権利（=実質的人事権）を失うリスクが、生まれる。

(4) そのようなリスクを回避するため、最高裁の過半数の判事が、過去、『選挙は、違憲状態。しかし、選挙は、合憲。』

との詭弁判決（=違憲状態判決）  
を言渡してきたのではないか、との疑問が生じる。

（注1）憲法98条1項に照らす。↑

（5）ア 主権者（=国民）は、

【① 憲法56条2項、② 憲法1条、③ 憲法前文第1文前段の定める、人口比例選挙】で当選した国会議員を通じて、

主権者の多数意見で、

① 内閣総理大臣を指名する権利を有し、

②（内閣総理大臣が組閣する）内閣を通じて、最高裁判長官を指名する権利（憲法6条2項）を有し、

③ 内閣を通じて、最高裁判事を任命する権利（憲法79条1項）を有する。

即ち、主権者の過半数が、（人口比例選挙により選出した国会議員等から成る）内閣を通じて、最高裁長官及び他の全最高裁判事を選ぶ権利を有する。

イ そうである以上、最高裁長官が、昭和21（1946）年～今日まで、事実上行使し、

## 既得権化

【最高裁長官の、

① 後任の最高裁長官を実質的かつ不完全に指名する権利（注2）及び

② 他の14名の最高裁判事を実質的かつ不完全に

意見広告シリーズ  
(朝日新聞朝刊掲載日)

シリーズ  
29

意見広告

2013年… ①4/20又は21 ②5/3 ③5/18又は19 ④6/23 ⑤7/11又は12 ⑥7/7 ⑦7/15 ⑧8/8  
⑨1~3/9/7 ⑩10/11又は12 ⑪10/18 ⑫11/12又は14 ⑬12/18又は19又は20  
2014年… ⑭5/3 ⑮5/23 ⑯7/11 ⑰8/27 ⑱12/8又は10 ⑲12/9又は10又は11又は12 ⑳12/13  
2015年… ㉑3/5又は6 ㉒3/11 ㉓4/21 ㉔5/3 ㉕7/28 ㉖8/6 ㉗8/26又は27 ㉘8/28又は29又は30

に任命する権利（注2）  
は、明々白々に、憲法違反である。

（注2）【最高裁長官が、後任最高裁長官及び他の最高裁判事を、実質的かつ不完全に、指名し、任命する】とは、【慣行として、最高裁長官が、複数の後任最高裁長官候補者の名前を記したリスト及び複数の後任最高裁判事候補者の名前を記したリストを内閣に提出し、内閣が、そのリストの中から、後任の最高裁長官を指名し、後任の最高裁判事を任命していること】を意味する。

ウ 【既得権化している、【最高裁長官の、① 実質的かつ不完全に後任最高裁長官を指名する権利（注2）及び② 実質的かつ不完全に他の最高裁判事を任命する権利（注2）】を失うことを回避するために、

最高裁の過半数の最高裁判事が、  
『選挙は、違憲状態。しかし、選挙は、合憲。』  
旨の違憲状態判決を言渡すようのこと】  
が、万一有るとすると、←

# 違憲状態判決は、保身目的の判決 と言われても仕方がない。 憲法違反の、これでは、三権分立は成り立たない。

## II 人事権：

- (1) 憲法76条3項：「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」（強調引用者）
- (2) ところが、最高裁長官は、過去から今日まで、その指揮下にある最高裁事務総局を通じて、就任後の全最高裁判事を除く全裁判官（3000人弱）に対する人事権を行っている。
- (3) 福井地裁・樋口英明裁判長（当時）は、2014年5月、『大飯原発の運転を差止める』旨の判決を言渡した。
- (4) 樋口英明裁判長は、2015年4月、名古屋家庭／

裁判所への転勤を命じられた。

(5) 当該人事を見れば、裁判官の一部は、憲法76条3項の「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」との規範（=守るべきルール）に従って判決を言渡せば、人事上の不利益を受けるリスクがある、と感ずるであろう。

(6) ところで、米国連邦地裁、同高裁、同最高裁の全ての判事について言えば、裁判官が良心に従って裁判できるように、地裁、高裁、最高裁毎に、全判事につき、同一給与、昇減給無し、転勤無し、停年無しである。即ち、全裁判官は、就任後、人事権から自由である。

(7) 檢察官の人事について言えば、検事総長、法務／

次官を含む数名が、合議で、直接・間接に、全検察官（1800人強）の人事を決めている。

財務省、経産省、外務省等の各省も、同じく、次官を含む数人が、合議で、直接・間接に、当該各省の全公務員の人事を決めている。

【最高裁長官一人が、直接・間接に、就任後の全最高裁判事を除く全裁判官の人事を決めている司法】は、異様である。

【最高裁長官が、事実上、直接・間接に、就任後の全最高裁判事を除く全裁判官の人事を決めている現状】は、明らかに、憲法76条3項（「…裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、…」（強調引用者））に違反する。

裁判官が、最高裁長官の人事権行使から生じる利益、不利益を考えて、良心に従い独立して裁判を行わない場合、/

その被害者は、【良心に従い独立して裁判を行う裁判官】の【裁判を受ける権利】（憲法76条3項）を踏みにじられている主権者（国民）である。

以上

文責者・弁護士 升永英俊 / 弁護士 久保利英明 日比谷パーク法律事務所 代表 / 弁護士 伊藤真 伊藤塾塾長

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/



一人一票 検索



お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax:03-3780-3221  
連絡先:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議